

令和3年1月12日

徳島県剣道連盟

二段以上・称号審査会実施にあたっての感染拡大予防ガイドライン
(2月14日実施分)

【審査会を開催するにあたって】

- 1 徳島県剣道連盟（以下ガイドラインにおいて「主催者」）は、審査会を開催するにあたって、受審者並びに審査員、立ち合い、係員等（以下「関係者」）に対し、この審査ガイドラインの内容を徹底する。
- 2 主催者は、審査会スケジュールを策定するにあたっては、入場受付、審査受付や審査会場、観覧席の密集を避けるため必要な対策を実施する。
- 3 審査は「二段」「三段」「四段」「五段」「称号」の区分に分け、二段から五段までの受審者全員の学科試験後、各区分の段・称号ごとに実技、日本剣道形を実施し、直ちに合否を決定し発表する。
ただし、称号受審者にあつては、実技審査開始までに審判法・指導法などの講習（90分）を義務付け実施する。
- 4 トイレ・休憩室の密集を避けるため休憩時間を長くするなど、全体として余裕を持った時間割とする。
- 5 観覧席を受審者待機場所にするため、審査会場（ソイジョイ武道館）には、原則として受審者並びに関係者以外（保護者、見学者及び付き添い人等）は入場できない。
- 6 受審者並びに関係者は、本審査会実施にあたってのガイドラインを遵守し、安全な審査会の運営に協力する。

【受審にあたって】

1. 以下に該当する者は受審できない。
(ア) 基礎疾患のある者